

地方自治法施行令の一部を改正する政令要綱

一 地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）の一部の施行に伴い、法定受託事務に係る事件のうち普通地方公共団体の議会の議決すべきものとするのが適当でないものを定めること。

（第二百二十一条の三関係）

二 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）附則第一条ただし書の規定に係る規定の施行の日（平成二十四年五月一日）から施行すること。（附則関係）